海事代理士法第九条第一項の規定により、海事代理士の登録を申請します。

年　月　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

氏　名　印

備考　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部改正）

第七条　ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則（昭和二十六年運輸省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（登録申請の手続） **第十二条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付するものとする。 一・二　（略） （削る） 三　（略） （欠格事由） **第十四条**　競走実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者を選手として登録してはならない。 一　（略） （削る） 二～四　（略） （登録の消除等） **第十九条**　選手につき、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、競走実施機関は、当該選手の登録を消除し、当該選手にその旨を通知しなければならない。 一～五　（略） 六　第十四条第二号又は第三号に該当するに至つたとき。 （準用規定） **第二十一条**　第十一条から前条まで（第十四条第三号及び第十九条第五号を除く。）の規定は、審判員の登録について準用する。この場合において、第十一条第二項中「毎年二回以上」とあるのは「毎年一回以上」と、第十四条第一号中「十六歳」とあるのは「十九歳」と、第十五条中「第三号様式」とあるのは「第四号様式」と、第十九条第六号中「第二号又は第三号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとする。 **第二十二条**　第十一条から第二十条まで（第十四条第三号及び第十九条第五号を除く。）の規定は、検査員の登録について準用する。この場合において、第十一条第二項中「毎年二回以上」とあるのは「毎年一回以上」と、第十四条第一号中「十六歳」とあるのは「十九歳」と、第十五条中「第三号様式」とあるのは「第五号様式」と、第十九条第六号中「第二号又は第三号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとする。	（登録申請の手続） **第十二条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付するものとする。 一・二　（略） 三　後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書 四　（略） （欠格事由） **第十四条**　競走実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者を選手として登録してはならない。 一　（略） 二　成年被後見人又は被保佐人 三～五　（略） （登録の消除等） **第十九条**　選手につき、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、競走実施機関は、当該選手の登録を消除し、当該選手にその旨を通知しなければならない。 一～五　（略） 六　第十四条第二号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。 （準用規定） **第二十一条**　第十一条から前条まで（第十四条第四号及び第十九条第五号を除く。）の規定は、審判員の登録について準用する。この場合において、第十一条第二項中「毎年二回以上」とあるのは「毎年一回以上」と、第十四条第一号中「十六歳」とあるのは「十九歳」と、第十五条中「第三号様式」とあるのは「第四号様式」と、第十九条第六号中「、第三号又は第四号」とあるのは「又は第三号」と読み替えるものとする。 **第二十二条**　第十一条から第二十条まで（第十四条第四号及び第十九条第五号を除く。）の規定は、検査員の登録について準用する。この場合において、第十一条第二項中「毎年二回以上」とあるのは「毎年一回以上」と、第十四条第一号中「十六歳」とあるのは「十九歳」と、第十五条中「第三号様式」とあるのは「第五号様式」と、第十九条第六号中「、第三号又は第四号」とあるのは「又は第三号」と読み替えるものとする。

海事代理士法第九条第一項の規定により、海事代理士の登録を申請します。

年　月　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

氏　名　印

備考　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。